

1 自主防災組織活動助成金について

交付目的

自主防災組織が実施する防災活動を支援、促進することを交付の目的としています。また、必要な事項を、京都市自主防災組織活動助成金交付要綱に定めていますので、要綱も合わせて参照してください。

交付対象

自主防災組織が平常時に実施する各種防災訓練や防災知識の普及啓発活動、その他自主防災組織の運営等に関することを対象として交付します。

助成金は、自主防災会ごとに、年間50,000円を限度としています。また、市税等の貴重な財源で賄われており、一定の厳格性が求められることから、交付対象に制限を設けています。

助成金の交付対象は、別表のとおりです。物品の備蓄のみを目的とした物品購入等については対象外となっています。

注意事項

領収書等の提出 **重要**

実績報告の際、物品等の購入状況がわかる領収書やレシートの写しの提出が必要となります。領収書には、下記の内容が記載されていることを十分確認のうえ、記載漏れがないように、購入される店舗等に必要事項をお伝えください。

詳しくは19ページ「5 実績報告」を確認してください。

<必要事項>

- ☐ 宛名（次のいずれか「自主防災会名」・「会長名」・「役員名」）
- ☐ ただし書き（物品の内容や個数）

「商品代として」など物品の内容が判別できない記載はNG

- ☐ 発行日（原則として交付決定後から活動実施日までの日付）

バスの庸車等、活動後の日付となる場合は、ただし書きにバスを庸車した日や納品日等を記載してください。

注意



公共交通機関（路線バス、地下鉄、各種鉄道）を利用した場合は、領収書の取得が困難であることが見込まれるため、自主防災組織で必要事項を記録し、活動結果報告書に詳細を記入してください。

交付決定前（申請日以降）の活動（支出） **重要**

助成金は、原則として交付決定後の活動（支出）しか使用を認められません。申請書類の審査、交付決定を経てから使用することが原則です。

ただし、下記のような必要性や緊急性がある場合に限り、例外として交付決定前（申請日以降）の活動（支出）に着手することが認められています。

＜必要性や緊急性がある場合の例＞

- ☐ 年度当初からボランティア保険に加入する場合（事前に払込みが必要なため）
- ☐ 年度当初に自主防災活動を実施する場合で、活動で使用する物品等の納品が活動日に間に合わない場合（納期を見込んで発注しなければならないため）

必要性や緊急性がある場合でも、申請前の活動（支出）は、助成金の交付対象として一切認められませんので、余裕を持って早い時期に申請してください。

申請時に自主防災会の年間計画が確定していなくても、申請後に活動の追加や内容を変更することは可能（変更承認申請は必要）ですので、例年実施している活動や実施する可能性がある活動については、実施する見込みで申請していただくことを推奨します。

税率が異なる物品等

食料品など一部の物品等に軽減税率（８％）が適用されます。

ボランティア保険の加入

自主的に行った防災活動中の事故又はけが等を補償するために加入されるボランティア保険については、助成金を使用することができます。ボランティア保険の加入については、京都府社会福祉協議会等の団体が扱うボランティア保険を参照いただくほか、担当職員にご相談ください。

本市が主催又は共催する訓練等については、京都市消防団員等公務災害等補償条例による補償の対象〔※〕となります。

補償の種類については、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償（年金又は、一時金）、介護補償、遺族補償（年金又は、一時金）、葬祭補償の７種類です。

※訓練等との因果関係など、認定に係る審査があります。

弁当等の食事代

次の３つの条件を全て満たす場合は、助成金を使用することができます。

- ・活動時間が4時間（休憩時間を含む）以上であること。
- ・活動時間に一般的な食事の時間帯が含まれていること
- ・活動時間内の食事であること。

団体割引等の適用

団体割引等の適用を受けることが可能な場合は、必ず利用してください。

防災士資格取得費用

京都府防災士養成事業（令和5年度～令和8年度）に係る防災士資格取得費用のうち、受講者負担分（受験料・認証登録料）を交付対象とします（防災士研修センターや京都建築専門学校等で実施されている養成講座を個人的に受講される費用は対象外）。

使い捨てプラスチックの削減

使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を推進するため、使用を控えるように努めてください。

仕入控除税額の取扱い

消費税課税事業者となっている自主防災組織が助成金を申請される場合には、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請（申請時において、仕入税額控除が明らかでない場合には、実績報告等における報告が必要）するなど
の対応が必要です。消費税課税事業者に該当する場合には、担当者にご相談ください。